

南区区民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 多様化する区民ニーズに対応するため、広く区民の意見を区政に反映していくことを目的として、多種・多様な意見を聴取する場として、南区区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 区民会議で協議する内容は、区が主体的に取り組むべき事業や地域課題等とする。

2 協議した内容やその経過について、報告書等により区長へ提出するものとする。

(組織等)

第3条 区民会議は、委員20人以内で組織する。ただし、国、県及び市の各議会議員が委員に就任することはできない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 各種団体又は市民活動団体から推薦された者

(2) 公募により応募した者

(3) 識見を有する者

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、2回までとする。

(役員)

第4条 区民会議に会長1名、副会長2名を置く。

2 会長、副会長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長から指名された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第6条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(報酬)

第7条 区民会議委員には、報酬は支給しない。ただし、第5条の会議又は第6条で定める専門部会に出席したときは、予算の範囲内で交通費程度を支給する。なお、第8条で規定する関係者が出席した場合は、交通費程度を支給することができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、協議するため必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(会議の公開及び情報の発信)

第9条 区民会議は、原則としてこれを公開する。

2 区民会議は、その協議内容等について、広く区民に情報を発信するよう努める。

(事務局)

第10条 区民会議の事務局は、南区役所区民生活部コミュニティ課に置き、事務を処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は、区民会議が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。